

平成28年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第1号）

平成28年12月1日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員長報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第78号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第4号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第8まで同じ〕
- 日程第5 議案第79号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第80号 平成28年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第81号 平成28年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第82号 平成28年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第83号 小野町農業委員会の委員等の定数に関する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第10 議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第18まで同じ〕
- 日程第11 議案第85号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第86号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第87号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第88号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第89号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第90号 小野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第91号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第92号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第93号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第20 議案第94号 トレーラーハウス製造納品業務契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第21 議案第95号 町有財産の無償譲渡について
〔上程、説明、質疑〕

日程第22 議案第96号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

[上程、説明、質疑、採決]

日程第23 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐藤登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	村上春吉君
企画政策課長	佐藤浩君	税務課長	山名洋一君
町民生活課長	石井一一君	健康福祉課長	村上昭一君
子育て支援課長	鈴木稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	吉田吉広君
会計管理者 兼出納室長	宗像喜也君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	折笠顕一
書記	二瓶由佳子	書記	猪狩信輔

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、平成28年小野町議会定例会12月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
4番 宗 像 芳 男 議員
5番 田 村 弘 文 議員
を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、定例会12月会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る11月28日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成28年小野町議会定例会12月会議の会議日程については、12月1日から12月7日までの7日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第78号及び議案第96号については起立採決とし、議案第79号から議案第95号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第94号及び議案第96号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会12月会議の日程は本日から12月7日までの7日間を目途に進めることといたします。

また、議案の採決方法について、議案第78号及び議案第96号については起立採決とし、議案第79号から議案第95号までについては簡易採決により行うことといたします。

定例会12月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。

また、教育委員会委員長から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価に関する報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

◎議案第78号～議案第82号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第78号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第4号）から日程第8、議案第82号 平成28年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、5議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第78号～議案第82号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成28年小野町議会定例会12月会議が開催されるに当たり、議員各位にはご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

今定例会におきましては、町政執行上、重要な平成28年度各会計補正予算案5件、条例の制定案件1件、条例の改正案件9件、条例の廃止案件1件、契約案件1件、財産譲渡案件1件、人事案件1件、合計19案件をご提案申し上げた次第であります。

以下、その概要についてご説明を申し上げますが、提出議案のご説明をいたします前に、最近の主な行政諸般の動向についてその一端を申し上げ、議員各位のご理解、ご指導とご支援を賜りたいと存じます。

初めに、議員各位には、先月20日に開催された市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の応援、更に同月23日の小野町功労者表彰式にご出席など、大変お忙しいところご対応いただき感謝申し上げます。

市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の小野町の成績は総合41位、町の部21位、昨年より順位は下がりましたが、選手の皆さんには健闘いただきました。特に中学生を中心に若い方々の活躍は素晴らしいものがあり、来年につながるものと思っております。

選手の皆さん並びに関係者の皆さん、そして応援に駆けつけてくださいました多くの皆様に対し、深く感謝の意を表するものであります。

また、先月22日、福島県沖を震源とします大変大きな地震が発生しました。当町においても震度4の大きな揺れに見舞われましたが、大きな被害はなく大変安心したところであります。

しかしながら、5年前に発生しました東日本大震災を初めとする災害は、いつどこで発生するかその予測は全く困難であり、我々の経験や想像をはるかに超えた規模の災害が常に起こり得ることを想定し、日ごろから災害の未然防止や災害発生時の対応に万全を期さなければならないものと、改めて考えさせられたところであります。

今後も、これまで以上に防災体制の強化を図るとともに、人命を第一に減災の意識を高め、災害時の被害を最小限にとどめることができるよう対策を講じていきたいと考えております。

さて、本年度の農作物の生育状況についてであります。主な農作物の生育状況を見ますと、水稻につきましては、中通り地方の今年の作況指数は102で、やや良となり、収量は確保されました。

J A福島さくらのみの出荷状況であります。11月25日現在の1等級比率は81.3%となり、昨年度の80.4%から若干ではありますが改善が見られました。しかし、カメムシによる被害も例年以上に出ていることから、次年度以降も引き続き対策を講じながら進めて参りたいと考えております。

葉タバコの生育状況につきましては、福島県たばこ耕作組合によりますと、8月の長雨による品質への影響が懸念される所ではありますが、平年並みの収量が確保されていると報告をいただいているところであります。12月9日から始まる小野町分の買い入れが、高値で取引されることを心から願うものであります。

野菜につきましては、全国的には長雨や日照不足による影響などで品不足による高値の傾向となっております。落ちつきを取り戻している状況となっております。

小野町の主要作物のピーマン・サヤインゲン・トマトなどの野菜につきましては、出荷当初は前年並みの収

量と販売額となっていました。ピーマンとトマトについては、8月に価格が一時下落となったものです。その後は持ち直し、おおむね前年並みの収量と販売額が確保されたとJA福島さくらから報告をいただいております。

町の特産品と位置づけている黒ニンニクの平成28年産の状況ですが、8月10日から町内外の直売所等で販売を開始しております。特に今年度からは、福島空港及びJA全農福島が運営する郡山市にある農産物直売所「愛情館」でも販売されております。各種イベントでの販売等による宣伝効果もあり、順調に販売されていると生産組合のほうから聞いております。

また、平成26年度から小野高校と連携して取り組んでいる6次化商品のミネラルトマトうどんなどにつきましても、県内外のイベント出店によりPR活動を行っており、9月にビッグパレットふくしまで開催された県内最大級の食の祭典「おいしいふくしま いただきます！」フェスティバルに小野高校が2日間出店し、ミネラルトマトうどんを販売した結果、両日とも完売するほど好評を得たところであります。

10月の小町ふれあいフェスタにおいて、小野町の特産品販売やPR活動を行う町民に対して支援を行うため購入した移動販売車・キッチンカーを活用し、ミネラルトマトうどんの試食の提供を行いました。あわせて、町との連携事業で開発しました一升漬ドレッシングの販売を行い、販売後すぐに売り切れるほどの盛況であったと報告を受けております。

今後も町の特産品づくり推進のため小野高校と連携を図りながら、町内外を問わず、PR活動に力を注いで参る所存であります。

更に、昨年10月に小野町議会厚生産業常任委員会の行政調査において、沖縄県立八重山農林高等学校の特色ある学校経営を調査したことがきっかけとなり進めております小野高校支援として、沖縄県石垣市、八重山農林高校との交流事業であります。12月9日には小野高校長ほか小野高生10名と一緒に沖縄県石垣市を訪問し、同校との交流の協定を締結する予定で進めております。

次に、町の喫緊の課題である人口減少対策に関する事業の状況であります。少子高齢化が進む中、人口減少加速化に歯どめをかけるべく、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び過疎地域自立促進計画に定めた結婚・出産対策を初め、各種子育て支援施策を一つ一つ進めているところであります。その支援施策を進める中心として、今年度創設した子育て支援課の事務所及び施設周辺の改修が終了し、先月から母子保健事業及び子育て支援事業に関する各種事業を新事務所内のキッズルームや相談室等において開始したところであります。

また、新たな結婚支援の環境づくりの一環として、町民の身近で結婚への後押しをしていただく結婚世話やき人を募集し、10名の応募があり、第1回研修会を修了し、先月11日付で登録証を発行したところであります。今後各自、世話やき活動を行っていただく予定であります。

また、子育てサポーターによる子育て支援として、サポーターを笑顔ひろばや一時保育、ふれあい交流事業、幼児児童の運動教室等に配置し、子供の健全育成と子育て支援を推進しているところであります。ハード事業の子供の屋外遊び場の整備事業においては、小野町運動公園内へ遊具設置工事及びテニスコートの芝生化工事を現在発注しているところであります。年度内完成に向けて鋭意施工中であります。

なお、売店につきましては、改修工事が9月に完了し、10月から休憩スペースとして供用開始したところであります。

次に、8月より株式会社東邦銀行との包括連携協定により実施しておりました次世代創業塾であります、11月10日の講座をもって事業を完了いたしました。4回で10時間に及ぶ講座でしたが、新たな創業や事業の拡大に意欲ある町内の16名の方が受講されました。

次に、9月から実施して参りました交通弱者支援を目的とするタクシー運賃の助成制度の試行であります、10月末をもって完了をいたしました。65歳以上の高齢者、障害者などを対象として、登録者数は最終的に520名余りとなり、1日当たりの平均利用回数は12回程度でありました。おおむね好評であったと感じております。

試行期間終了後には、利用者などに対しましてアンケートを実施しており、今後その分析を行い、公共交通活性化協議会での議論を踏まえて、交通弱者の支援を図って参りたいと考えております。

次に、町の新たな魅力に気づき、定住につながる情報発信を行うため、10月から新たな地域おこし協力隊の隊員として菅原守さんを委嘱したところであります。東京都から移住した菅原さんには、地域メディアを使った情報発信の活動を行っていただいているところであり、今後の活躍に期待をいたしているところであります。

次に、相双地方自治体との連携についてであります、震災からの復興と相互の発展を目指し、双葉郡広野町と先月28日、小野町・広野町議会の議長・副議長並びに県中及び相双地方振興局長立ち会いのもと、協定書を締結いたしました。

今月15日には川内村との協定を予定しており、同様の立ち会いのもと、締結する予定となっております。

連携協定締結に当たっては、議会からも貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。今後、町といたしましても協定に基づき交流を深め、両地方の発展に努力をして参る所存であります。

次に、各種イベント関係であります、10月9日に4年に一度の町民大運動会を開催いたしました。実施に当たっては、関係者の意見を踏まえ、従来の開催方法を大幅に見直し、会場を町民体育館にし、午前中で終了する日程で行いました。当日は、選手・応援を含め約850人、全行政区のご参加をいただき、大盛況のうちに終了することができました。

参加された町民の皆さんからは、大変よかったというご意見から競技種目や内容についての見直しなど運動会開催の賛否も含め、様々なご意見をいただいておりますので、4年後の開催について検討を重ねて参りたいと考えております。

また、10月29日・30日の2日間、小野町の文化と産業の祭典「小野町ふれあいフェスタ」を小野運動公園で実施しました。今回は、田村地区商工会青年部連絡協議会及び一般社団法人田村青年会議所主催による「やっぺフェスタ」が同時開催され、町内外から約1万5,000人が来場し、様々なブースが並び、各種団体や個人の心のこもった作品が展示され来場者に楽しんでいただきました。

先月6日には、元日本ソフトボールチーム監督の宇津木妙子さんをお招きして、ソフトボール教室、講演会を開催しました。特に午前中のソフトボール教室では、町内のソフトボールスポーツ少年団を初めとする皆さんが宇津木さんから厳しくも温かい指導を受け、後半には有名なノックを受けるなど貴重な経験ができました。このような事業を通して、子供たちが夢や目標に向かって全力で突き進んでほしいと願っております。

先月27日には、ふるさと文化の館を会場として、町民の皆さんに本や新聞など活字に親しんでいただけるよう、おのまち図書館フェスティバルを開催いたしました。お勧めの本の展示、昔話の紙芝居上演、絵本講座、新聞に親しむコーナーなど、子供から大人まで楽しめる内容で、本や新聞を更に身近に感じる機会となりました。

た。

また、今月3日には、故・丘灯至夫先生が、来年の2月に生誕100年を迎えることを記念し、実行委員会と町の主催により記念事業を開催いたします。丘先生の代表作である「高校三年生」の詩を刻んだ歌碑をふるさと文化の館前に設置する予定であり、その除幕式を開催し、それに合わせて丘先生の業績をまとめた記念誌を発刊する予定であります。記念誌は、今月中に町内全戸に配布し、改めて丘先生の業績を知っていただきたいと思っております。

平成28年も残すところあとわずかとなりましたが、これまで申し述べた事業のほかにも生活基盤の整備に関する事業、子育てに関する事業、福祉に関する事業、地域産業の振興に関する事業などの様々な事業に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、これらの施策を積極的に進め、町民の皆さんが安全で安心して住める町の構築に向け、最大限の努力をして参る所存であります。

以上、諸般の一端を申し述べましたが、なお一層の議員各位のご指導、ご支援、ご協力をお願いいたしますのであります。

それでは、平成28年小野町議会定例会12月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案第78号から議案第82号までの平成28年度各会計補正予算5案件につきまして、ご説明をいたします。

初めに、議案第78号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1億1,649万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億4,493万2,000円とするものであります。

主な内容は、歳入におきましては、増額となる主なものは、障害者自立支援給付費国庫負担金並びに県負担金、障害児施設措置費国庫負担金並びに県負担金、臨時福祉給付金（経済対策分）国庫補助金、福島県東日本大震災農業生産対策交付金、一般寄附金、東京電力株式会社損害賠償金などを計上したものであります。

減額となる主なものは、社会資本整備総合交付金、公営住宅改修事業分、株式会社まちづくり小野出資配当金、過疎対策事業債などを計上し、財政調整基金繰入金を増額し収支調整したものであります。

歳出におきましては、まず初めに、福島県人事委員会勧告などに伴い、該当費目の給料、職員手当等、共済費、退職負担金並びに議員手当の人件費について増減補正を計上しております。

なお、職員人件費については、議案第78号から議案第82号までの各会計補正予算におのおの計上となっているものであります。

次に、増額する主なものとしたしましては、総務費においては、老朽危険集会施設除却費補助金、税申告システム改修委託料、民生費においては、臨時福祉給付金（経済対策分）事業経費、障害者自立支援給付費、衛生費においては、公立小野町地方総合病院企業団負担金、水道事業会計補助金、農林水産業費においては、福島県東日本大震災農業生産対策交付金、土木費においては、百目木・堀切線整備工事費、消防費においては、郡山地方広域消防組合分担金、小野山神ポンプ置場駐車場整備工事費、教育費においては、文化の館電気料、体育施設修繕料、諸支出金においては、アルパイン株式会社が所有します独身寮の取得のため、建物及び土地購入費などを計上し、減額する主なものとしたしましては、総務費においては、備品管理・インフラ管理システム等保守委託料、地域おこし協力隊設置事業経費、新卒者雇用促進奨励金、民生費においては、敬老祝金、

認定こども園建設用地購入費、衛生費においては、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金、ごみ収集運搬車購入費、水道事業会計繰出金、土木費においては、七合田団地長寿命化修繕工事費、消防費においては、小型動力ポンプ及び軽消防積載車購入費、教育費においては、中学生の翼事業旅費、ふるさと文化の館屋上防水修繕工事費などを計上したものであります。

次に、議案第79号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に153万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,094万5,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきましては前期高齢者交付金、出産育児一時金繰入金などを増額するものであります。

歳出におきましては、保険給付費において出産育児一時金などを増額し、後期高齢者支援金、介護納付金を減額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第80号 平成28年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,676万2,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきましては、国庫及び県支出金において地域支援事業交付金、その他に災害臨時特例補助金、一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出におきましては、第1号被保険者保険料還付金、介護サービス給付費還付金を増額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第81号 平成28年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から1,106万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,711万5,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきましては消費税及び地方消費税還付金を増額し、設置費分担金、衛生費国庫補助金、衛生費県補助金、一般会計繰入金、下水道事業債を減額するものであります。

歳出におきましては、浄化槽設置工事費を減額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第82号 平成28年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。補正の内容につきましては、収益的収入におきましては一般会計補助金を増額するものであります。

収益的支出におきましては、取水・導水施設修繕費、こまちダム管理負担金を増額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

資本的収入におきましては、重要給水施設配水管事業国庫補助金、他会計補助金を減額し、企業債を増額するものであります。

資本的支出におきましては、重要給水施設配水管事業工事費を減額するものであります。

以上、議案第78号から議案第82号までの平成28年度各会計補正予算5案件につきましてご説明を申し上げますが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（村上昭正君） 暫時休議といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（村上昭正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第78号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第78号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第78号について質疑を終わります。

◎議案第79号～議案第82号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第79号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第82号 平成28年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第79号から議案第82号までの4議案について、質疑を終わります。

◎議案第83号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第9、議案第83号 小野町農業委員会の委員等の定数に関する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議世事務局長朗読]

◎議案第83号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 議案第83号 小野町農業委員会の委員等の定数に関する条例についてであります。本案につきましては、農業委員会法等の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、新たに定数条例の制定を行うものであります。

農業委員会法等に関する法律の改正により、農業委員の選任方法が、選挙及び各種団体からの推薦を受けて行う町長の選任制から議会の同意を要件とする町長の任命制に変更になったほか、農地利用最適化が義務化されたことに伴い、農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会が委嘱しなければならないことから定数の規定が必要となるため条例を制定するもので、現農業委員の任期満了の平成29年7月19日の翌日である平成29年7月20日から施行するものであります。

以上、議案第83号 小野町農業委員会の委員等の定数に関する条例につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第83号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第83号 小野町農業委員会の委員等の定数に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第83号について質疑を終わります。

◎議案第84号～議案第92号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第10、議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第92号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてまで、9議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第84号～議案第92号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案につきましては、平成28年10月7日付福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うもので、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160から100分の170に改め、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものです。

また、平成29年度以降に支給される期末手当の6月の支給割合を100分の150から100分の155に、12月の支給割合を100分の170から100分の165にそれぞれ改めるもので、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第85号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議案第84号同様、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うもので、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160から100分の170に改め、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものです。

また、平成29年度以降に支給される期末手当の6月の支給割合を100分の150を100分の155に、12月の支給を100分の170を100分の165にそれぞれ改め、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第86号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案につきましても議案第84号同様、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第4項により、なおその効力を有するとされている当該条例を改正するもので、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160を100分の170に改め、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものです。

また、平成29年度以降に支給される期末手当の6月の支給割合を100分の150を100分の155に、12月の支給割合を100分の170を100分の165にそれぞれ改め、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第87号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましても議案第84号同様、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に基づき、所要の改正を行うもので、12月に支給される職員の勤勉手当の支給割合を100分の80から100分の90に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給割合を100分の37.5から100分の42.5に改め、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものであります。

また、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置きながら給与表の水準を平均0.06%引き上げるものであり、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

また、平成29年度以降に支給される勤勉手当の支給割合を100分の90から100分の85に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給割合を100分の42.5から100分の40に改めるものであり、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に議案第88号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うもので、介護休業取得可能期間六月を3つの期間に分割して取得できることとしたほか、介護時間として連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で介護のための時間を取得可能とすることを新たに設けることについて改正を行い、平成29年1月1日から施行するものであります。

次に、議案第89号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案については、農業委員会法等の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、農業委員会において農地の最適化の業務が必須業務となり、農地利用最適化推進委員を新設することとなったため、報酬を定める所要の改正を行い、現農業委員の任期満了の平成29年7月19日の翌日である平成29年7月20日から施行するものであります。

次に、議案第90号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法及び所得税法等の一部改正に伴い、小野町税条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、1つ目として、国税に係る最高裁判所判決により国税の延滞税取り扱いの見直しに準拠して町民税の延滞金の取り扱いを見直す改正。2つ目として、所得の確定申告における医療費控除の特例の創設するもので、これは、軽度な身体の不調の際に医療機関に行かず、薬局などで薬を購入し健康管理をした場合の薬の購入費用のみを対象とした医療費控除。3つ目として、固定資産税における再生可能エネルギーの発電設備として太陽光発電設備や風力、水力、地熱発電設備などに係る課税標準特例措置の見直しを行う改正。4つ目として、外国人居住者等所得相互免除法の改正に伴い、外国人居住者の2国間の二重課税を防ぐための租税条約の相手国以外の外国で相互主義を満たす外国として台湾を追加し、分離課税の対象となる配当や利子がある場合は、町民税を課税することとする等の改正を行うもので、原則、平成29年1月1日から施行するものであり、一部は平成30年1月1日から施行するものであります。

次に、議案第91号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、所得税法等の一部改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条の規定により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正され、題名が、外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改められました。

この対応法令に伴い、町県民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等を含めるため、国民健康保険税条例の所要の改正を行うものであり、平成29年1月1日から施行するものであります。

次に、議案第92号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年7月1日に公布され、同年8月1日から施行されたことに伴い、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱が一部改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

今回の政令改正により条項が追加されたことに伴い、小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条第3項第4号後段中の第5項を第8項に改める改正を行うものであり、公布の日から施行し、対象受給者に所得の修正等があった場合、遡及して再度審査をする必要があるため、有効期間初めとなる平成28年8月1日から適用するものであります。

以上、議案第84号から議案第92号までの条例の一部改正案件9件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第84号～議案第92号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第92号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第84号から議案第92号までの9議案について、質疑を終わります。

◎議案第93号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第19、議案第93号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第93号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第93号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。本案は、後に議案第95号 町有財産の無償譲渡についてでご提案いたします町有財産につきまして、小野町老人デイサービスセンターの建物を現在の指定管理者である社会福祉法人小野町社会福祉協議会に無償で譲渡することとしたので、町の所有する施設として廃止するための改正を行うものであり、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第93号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第93号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第93号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第93号について質疑を終わります。

◎議案第94号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第20、議案第94号 トレーラーハウス製造納品業務契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第94号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第94号 トレーラーハウス製造納品業務契約の締結についてであります。トレーラーハウス購入につきまして、指名型プロポーザル競技により3社を指名し、11月15日に審査委員会を開催した結果、宮城県仙台市宮城野区福室字田中前一番24番地の1、株式会社パークホームズと1,279万8,000円をもって、地方自治法第234条の規定に基づき随意契約に付したものであります。

予定価格が700万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第94号 トレーラーハウス製造納品業務契約の締結につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしく願い申し上げます。

◎議案第94号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第94号 トレーラーハウス製造納品業務契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。
したがって、議案第94号について質疑を終わります。

◎議案第94号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第94号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第94号の討論を終わります。

◎議案第94号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第94号 トレーラーハウス製造納品業務契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第94号については原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第21、議案第95号 町有財産の無償譲渡についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第95号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第95号 町有財産の無償譲渡についてであります。町有財産の小野町老人デイサービスセンターの建物を無償で譲渡するために、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

本案は、在宅介護が必要となる高齢者の受け皿として平成7年度に供用を開始しました福島県田村郡小野町大字小野新町字美売57番地1、デイサービスセンターの建物、鉄筋コンクリート造、平屋建1,014.76平方メートルにつきまして、平成12年の介護保険制度の施行以降、民間の老人デイサービスセンターを初めとした介護施設の充実が図られ、町が直接施設運営する必要性が薄れてきていることから、同施設の指定管理期間の満期に当たり、現在の指定管理者である福島県田村郡小野町大字小野新町字美売57番地1、社会福祉法人小野町社会福祉協議会に予防及び介護給付サービス事業の用に供することを条件に、平成29年4月1日付で無償譲渡したいものであります。

以上、議案第95号 町有財産の無償譲渡につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第95号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第95号 町有財産の無償譲渡について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第95号について質疑を終わります。

◎議案第96号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第22、議案第96号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第96号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 議案第96号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月17日で任期満了となります現委員、生天目正人氏から、本任期満了をもって退任したい旨の申し出があったため、人格、識見ともすぐれている大字飯豊字行定向100番地の3、中村重夫氏を小野町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、選任された日から3年の任期となるものであります。

以上、議案第96号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第96号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第96号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第96号について質疑を終わります。

◎議案第96号の採決

○議長（村上昭正君） 続いて、次に討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第96号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第96号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第23、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時07分